

保医発 0530 第 2 号
令和 7 年 5 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 6 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について
- 別添 5 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

1 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2(15)の次に次を加える。

(16) RAS 遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌における DNA メチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイム PCR 法により DNA メチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。

2 別添1の第2章第3部第3節D206(7)の次に次を加える。

(8) 急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、血管内近赤外線分光法検査を行った場合に、本区分「注3」の所定点数を準用して算定する。なお、血管内超音波装置、血管内光断層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定できる。

3 別添1の第2章第10部第1節第9款K703-2の次に次を加える。

K705 膵嚢胞胃(腸)バイパス術

関連学会の定める適正使用指針を遵守し、消化器用瘻孔形成補綴材留置システムを用いて、経胃又は経十二指腸的に内視鏡下胆嚢ドレナージ術を実施した場合は、本区分の「1」の所定点数を準用して算定する。

4 別添1の第2章第10部第1節第11款K841-2(3)を次のように改める。

(3) ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー(グリーンレーザー)、ダイオードレーザー又は光ファイバレーザーによる経尿道的前立腺蒸散術を行った場合には、「1」に掲げる所定点数を算定する。

5 別添1の第2章第10部第1節第13款第3節K939(4)の次に次を加える。

(5) 区分番号K558、K567の3、K576の1、K576の2、K579-2の2、K580の2、K582の3、K583の1、K583の3、K584の2、K585及びK587に掲げる手術に当たって、関連学会の定める対象疾患の選定指針に合致する先天性心疾患患者に対し、マルチスラ

イスCT画像情報を基に作製された実物大心臓3Dモデルによる手術計画立案の支援を行った場合に、区分番号「K939」画像等手術支援加算の「2」実物大臓器立体モデルによるものの所定点数の9回分を合算した点数を準用して算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な必要性を記載すること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

1 I の 3 の 007 (2) の次に次を加える。

- (3) 近赤外線分光法機能付は、急性冠症候群であって罹患枝を 2 つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を 2 つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか 2 つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。

2 I の 3 の 230 の次に次を加える。

231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム

消化器用瘻孔形成補綴材留置システムは、関連学会の定める適正使用指針を遵守して使用した場合に限り算定できる。

3 I の 3 の 231 の次に次を加える。

232 鉍物由来非吸収性局所止血材

- (1) 鉍物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡的止血術において、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) 鉍物由来非吸収性局所止血材は、1 回の手術に対し原則として 20g まで算定できる。1 回の手術で 20g を超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (3) 鉍物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査（生検を実施する場合を含む。）において使用した場合は算定できない。
- (4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 99 点
- ロ 小白歯・前歯 62 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 21点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,884点
- (2) 4分の3冠 2,355点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 397点
 - b 複雑なもの 733点
 - ロ 5分の4冠 923点
 - ハ 全部金属冠 1,161点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 270点
 - b 複雑なもの 537点
 - ロ 4分の3冠 663点
 - ハ 5分の4冠 663点
 - ニ 全部金属冠 831点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	26 点
b	複雑なもの	46 点
ロ	5分の4冠	59 点
ハ	全部金属冠	73 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	17 点
b	複雑なもの	34 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	42 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	42 点
ニ	全部金属冠	53 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	663 点
(2)	小白歯	663 点
(3)	大白歯	923 点
2	銀合金	
(1)	前歯	42 点
(2)	小白歯	42 点
(3)	大白歯	59 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	397 点
ロ	小白歯・前歯	270 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	26 点
ロ	小白歯・前歯	17 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,035 点
2	銀合金を用いた場合	118 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,337点

ロ 小臼歯 1007点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 58点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 803点

ロ 小臼歯 1,007点

ハ 大臼歯 1,337点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 74点

ロ 小臼歯 74点

ハ 大臼歯 74点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	2,175 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,770 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,770 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,359 点
	ハ 前歯（切歯）	1,046 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,069 点
	ロ 犬歯・小白歯	836 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	734 点
	ロ 犬歯・小白歯	638 点
	ハ 前歯（切歯）	592 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,026 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	793 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	296 点
(2)	犬歯・小白歯	319 点
(3)	大白歯	367 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 733 点

ロ 小白歯・前歯 537 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 46 点

ロ 小白歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,714 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
 (令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号) の一部改正について

1 別表 1 の I の「手術」の「レーザー手術装置 (I)」及び「レーザー手術装置 (III)」の項を次のように改める。

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
レーザー手術装置 (I)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザー エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザー ホルミウム・ヤグレーザー パルスホルミウム・ヤグレーザー アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー ツリウム・ヤグレーザー 光ファイバレーザー	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術
レーザー手術装置 (III)	機械器具 (12) 理学診療用具	体内挿入式レーザー結石破砕装置	経皮的尿路結石破砕が可能なもの	K781	経尿道的尿路結石除去術
	機械器具 (31) 医療用焼灼器	色素レーザー ホルミウム・ヤグレーザー パルスホルミウム・ヤグレーザー 色素・アレキサンドライトレーザー ツリウム・ヤグレーザー 光ファイバレーザー		K798	膀胱結石、異物摘出術 3 レーザーによるもの

「特定保険医療材料の定義について」
(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

1 別表のⅡの007(1)①を次のように改める。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系血管内超音波カテーテル」、「中心循環系血管内超音波カテーテル」又は「中心循環系血管内近赤外線カテーテル」であること。

2 別表のⅡの007(2)を次のように改める。

(2) 機能区分の考え方

血管拡張用のバルーンの有無、プローブの口径及び近赤外線分光法機能の有無により、標準(2区分)、バルーン付(2区分)及び近赤外線分光法機能付(1区分)の合計5区分に区分する。

3 別表のⅡの007(3)④の次に次を加える。

⑤ 近赤外線分光法機能付

近赤外線分光法を用いて、血管壁の脂質コアプラークを検出し、画像情報を診断する機能を有すること。

4 別表のⅡの230の次に次を加える。

231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「膵臓用瘻孔形成補綴材」及び「経消化管胆道ドレナージシステム」であること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
- ア 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と嚢胞壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム(デリバリーカテーテルを含む)であること。
- イ 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と胆嚢壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する経消化管胆道ドレナージシステム(デリバリーカテーテルを含む)であること。
- (3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形成部位を穿孔し、当該部位に補綴材を留置する機能を有していること。

5 別表のⅡの231の次に次を加える。

232 鉍物由来非吸収性局所止血材

定義

次のいずれも満たすこと。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「非吸収性局所止血材」であること。
- (2) 内視鏡的に消化管内へ挿入し、非静脈瘤性消化管出血の止血を目的として使用する鉍物由来の非吸収性局所止血材であること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(15) (略) <u>(16) RAS 遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌における DNA メチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイム PCR 法により DNA メチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。</u> D005～D025 (略) 第2款 検体検査判断料 第3節 生体検査料 D200～D204 (略) D206 心臓カテーテル法による諸検査 (1)～(7) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(15) (略) (新設) D005～D025 (略) 第2款 検体検査判断料 第3節 生体検査料 D200～D204 (略) D206 心臓カテーテル法による諸検査 (1)～(7) (略)</p>

(8) 急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、血管内近赤外線分光法検査を行った場合に、本区分「注3」の所定点数を準用して算定する。なお、血管内超音波装置、血管内光断層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定できる。

D 2 0 7 ~ D 3 2 5 (略)

第4節 (略)

第4部~第9部 (略)

第10部 手術

1~26 (略)

第1節 手術料

第1款~第8款 (略)

第9款 腹部

K 6 3 5 ~ K 7 0 3 - 2 (略)

K 7 0 5 膵嚢胞胃(腸)バイパス術

関連学会の定める適正使用指針を遵守し、消化器用瘻孔形成補綴材留置システムを用いて、経胃又は経十二指腸的に内視鏡下胆嚢ドレナージ術を実施した場合は、本区分の「1」の所定点数を準用して算定する。

K 7 0 9 - 2 ~ K 7 4 3 - 5 (略)

第10款 (略)

第11款 性器

K 8 2 8 - 2 ~ K 8 3 8 - 2 (略)

K 8 4 1 - 2 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術

(1)・(2) (略)

(3) ネオジウム・ヤグ倍周波数レーザー(グリーンレーザー)、ダイオードレーザー又は光ファイバレーザーによる経尿道的前立腺蒸散術を行った場合には、「1」に掲げる所定点数を算定する。

(新設)

D 2 0 7 ~ D 3 2 5 (略)

第4節 (略)

第4部~第9部 (略)

第10部 手術

1~26 (略)

第1節 手術料

第1款~第8款 (略)

第9款 腹部

K 6 3 5 ~ K 7 0 3 - 2 (略)

(新設)

K 7 0 9 - 2 ~ K 7 4 3 - 5 (略)

第10款 (略)

第11款 性器

K 8 2 8 - 2 ~ K 8 3 8 - 2 (略)

K 8 4 1 - 2 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術

(1)・(2) (略)

(3) ネオジウム・ヤグ倍周波数レーザー(グリーンレーザー)又はダイオードレーザーによる経尿道的前立腺蒸散術を行った場合には、「1」に掲げる所定点数を算定する。

K 8 4 1 - 3 ~ K 9 1 3 - 2 (略)
第 13 款 手術等管理料
K 9 1 4 ~ K 9 1 7 - 5 (略)
第 2 節 (略)
第 3 節 手術医療機器等加算
K 9 3 0 ~ K 9 3 8 (略)
K 9 3 9 画像等手術支援加算
(1) ~ (4) (略)
(5) 区分番号 K 5 5 8、K 5 6 7 の 3、K 5 7 6 の 1、K 5 7 6 の 2、K 5 7 9 - 2 の 2、K 5 8 0 の 2、K 5 8 2 の 3、K 5 8 3 の 1、K 5 8 3 の 3、K 5 8 4 の 2、K 5 8 5 及び K 5 8 7 に掲げる手術に当たって、関連学会の定める対象疾患の選定指針に合致する先天性心疾患患者に対し、マルチスライス CT 画像情報を基に作製された実物大心臓 3 D モデルによる手術計画立案の支援を行った場合に、区分番号「K 9 3 9」画像等手術支援加算の「2」実物大臓器立体モデルによるものの所定点数の 9 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な必要性を記載すること。
K 9 3 9 - 2 ~ K 9 3 9 - 9 (略)
第 11 部 ~ 第 14 部 (略)
第 3 章 (略)

K 8 4 1 - 3 ~ K 9 1 3 - 2 (略)
第 13 款 手術等管理料
K 9 1 4 ~ K 9 1 7 - 5 (略)
第 2 節 (略)
第 3 節 手術医療機器等加算
K 9 3 0 ~ K 9 3 8 (略)
K 9 3 9 画像等手術支援加算
(1) ~ (4) (略)
(新設)

K 9 3 9 - 2 ~ K 9 3 9 - 9 (略)
第 11 部 ~ 第 14 部 (略)
第 3 章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～006 (略)</p> <p>007 血管内超音波プローブ</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 近赤外線分光法機能付は、急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</u></p> <p>009～230 (略)</p> <p>231 <u>消化器用瘻孔形成補綴材留置システム</u> 消化器用瘻孔形成補綴材留置システムは、関連学会の定める適正使用指針を遵守して使用した場合に限り算定できる。</p> <p>232 <u>鉍物由来非吸収性局所止血材</u></p> <p>(1) <u>鉍物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡的止血術において、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>(2) <u>鉍物由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～006 (略)</p> <p>007 血管内超音波プローブ</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>009～230 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

20g まで算定できる。1回の手術で 20g を超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(3) 鉍物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査（生検を実施する場合を含む。）において使用した場合は算定できない。

(4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。

4～6 (略)

II～IV (略)

4～6 (略)

II～IV (略)

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>99点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>62点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,884点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,355点</u> 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>397点</u> b 複雑なもの <u>733点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>98点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>61点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,784点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,229点</u> 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>388点</u> b 複雑なもの <u>718点</u>

ロ 5分の4冠	<u>923点</u>	ロ 5分の4冠	<u>903点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,161点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,137点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>270点</u>	a 単純なもの	<u>264点</u>
b 複雑なもの	<u>537点</u>	b 複雑なもの	<u>526点</u>
ロ 4分の3冠	<u>663点</u>	ロ 4分の3冠	<u>649点</u>
ハ 5分の4冠	<u>663点</u>	ハ 5分の4冠	<u>649点</u>
ニ 全部金属冠	<u>831点</u>	ニ 全部金属冠	<u>814点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>46点</u>	b 複雑なもの	<u>45点</u>
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>73点</u>	ハ 全部金属冠	<u>72点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>17点</u>	a 単純なもの	<u>16点</u>
b (略)		b (略)	
ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>42点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>42点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41点</u>
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 前歯	<u>663点</u>	(1) 前歯	<u>649点</u>
(2) 小臼歯	<u>663点</u>	(2) 小臼歯	<u>649点</u>
(3) 大臼歯	<u>923点</u>	(3) 大臼歯	<u>903点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>42 点</u>	(1) 前歯	<u>41 点</u>
(2) 小臼歯	<u>42 点</u>	(2) 小臼歯	<u>41 点</u>
(3) (略)		(3) (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>397 点</u>	イ 大臼歯	<u>388 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>270 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>264 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ (略)		イ (略)	
ロ 小臼歯・前歯	<u>17 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>16 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,035 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,014 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>118 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>117 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,337 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,309 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>	ロ 小臼歯	<u>986 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>58 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>57 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>803 点</u>	イ 前歯	<u>787 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,007 点</u>	ロ 小臼歯	<u>986 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,337 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,309 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>74 点</u>	イ 前歯	<u>73 点</u>
ロ 小臼歯	<u>74 点</u>	ロ 小臼歯	<u>73 点</u>
ハ 大臼歯	<u>74 点</u>	ハ 大臼歯	<u>73 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>2,175 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>2,045 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,770 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,664 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,770 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,664 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,359 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,278 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>1,046 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>984 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,069 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,047 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>836 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>818 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>734 点</u>	イ 大臼歯	<u>718 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>638 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>625 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>592 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>579 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>1,026 点</u>	(1) 双子鉤	<u>965 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>793 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>746 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	

<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>296 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>319 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>367 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>733 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>537 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>46 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,714 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>290 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>312 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>359 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>718 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>526 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>45 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,678 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--

(別添4参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後					改正前						
(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等～処置 (略) 手術					(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等～処置 (略) 手術						
特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目		特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件				薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称					類別	一般的名称			
レーザー手術装置 (I)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミ	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術	レーザー手術装置 (I)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミ	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術

		ウム・ヤグレーザー アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー ツリウム・ヤグレーザー <u>光ファイバレーザー</u>						ウム・ヤグレーザー アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー ツリウム・ヤグレーザー (新設)			
レーザー手術装置 (Ⅲ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体内挿入式レーザー結石破碎装置	経皮的尿路結石破碎が可能なもの	K781	経尿道的尿路結石除去術	レーザー手術装置 (Ⅲ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体内挿入式レーザー結石破碎装置	経皮的尿路結石破碎が可能なもの	K781	経尿道的尿路結石除去術
	機械器具 (31) 医療用焼灼器	色素レーザー ホルミウム・ヤグレーザー パルスホルミウム・ヤグレーザー		K798	膀胱結石、異物摘出術 3 レーザー		機械器具 (31) 医療用焼灼器	色素レーザー ホルミウム・ヤグレーザー パルスホルミウム・ヤグレーザー		K798	膀胱結石、異物摘出術 3 レーザー

		色素・アレキ サンドライト レーザー ツリウム・ヤ グレーザ 光ファイバレ ーザ			による もの			色素・アレキ サンドライト レーザー ツリウム・ヤ グレーザ (新設)			による もの
麻酔～放射線治療 (略) II 歯科点数表関係 (略)						麻酔～放射線治療 (略) II 歯科点数表関係 (略)					

(別添5参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~006 (略)</p> <p>007 血管内超音波プローブ</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「<u>非中心循環系血管内超音波カテーテル</u>」、「<u>中心循環系血管内超音波カテーテル</u>」又は「<u>中心循環系血管内近赤外線カテーテル</u>」であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p><u>血管拡張用のバルーンの有無、プローブの口径及び近赤外線分光法機能の有無により、標準(2区分)、バルーン付(2区分)及び近赤外線分光法機能付(1区分)の合計5区分に区分する。</u></p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ <u>近赤外線分光法機能付</u></p> <p><u>近赤外線分光法を用いて、血管壁の脂質コアプラークを検出し、画像情報を診断する機能を有すること。</u></p> <p>008~230 (略)</p> <p>231 <u>消化器用瘻孔形成補綴材留置システム</u></p> <p><u>定義</u></p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~006 (略)</p> <p>007 血管内超音波プローブ</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「<u>非中心循環系血管内超音波カテーテル</u>」又は「<u>中心循環系血管内超音波カテーテル</u>」であること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p><u>血管拡張用のバルーンの有無及びプローブの口径により、標準(2区分)及びバルーン付(2区分)の合計4区分に区分する。</u></p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>008~230 (略)</p> <p>(新設)</p>

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「膵臓用瘻孔形成補綴材」及び「経消化管胆道ドレナージステント」であること。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と嚢胞壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム(デリバリーカテーテルを含む)であること。

イ 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と胆嚢壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する経消化管胆道ドレナージステント(デリバリーカテーテルを含む)であること。

(3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形成部位を穿孔し、当該部位に補綴材を留置する機能を有していること。

232 鉍物由来非吸収性局所止血材

定義

次のいずれも満たすこと。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4) 整形用品」であって、一般的名称が「非吸収性局所止血材」であること。

(2) 内視鏡的に消化管内へ挿入し、非静脈瘤性消化管出血の止血を目的として使用する鉍物由来の非吸収性局所止血材であること。

III～IX (略)

(新設)

III～IX (略)